

野尻川非出資漁業協同組合

内共23号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、野尻川非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第23号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	あゆ釣の場合においては、竿数は、1人一本

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内に行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
いわな、やまめ	4月1日から9月30日までの期間内
うぐい	1月1日から12月31日までの期間内

2 前項の公表は、次に掲げる場所に掲示して行い、かつ、必要があるときは、福島民

報新聞及び福島民友新聞に掲載するものとする。

- (1) 野尻川非出資漁業協同組合事務所
- (2) 野尻川非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(禁止区域)

第5条 第4条に定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな、やまめ	15センチメートル
うぐい	7センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、中学生、肢体不自由者又は女性の場合は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	竿釣	1日2,300円(組合事務所又は取扱所) 4,600円(遊漁現場) 1年9,000円
いわな やまめ うぐい	竿釣	1日 900円(組合事務所又は取扱所) 1,800円(遊漁現場) 1年3,600円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 野尻川非出資漁業協同組合事務所
- (2) 野尻川非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所

- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となる事項
- (9) 発行者名

○注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を必ず携帯しなければならない。
 - 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁する場合は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、遊漁者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。